

指定居宅介護支援事業所に係る新規指定申請及び指定更新申請について

(令和元. 5月 湯河原町介護課)

1 新規指定申請について

(1) 手続きの概要

平成 30 年 4 月 1 日から、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から事業所所在市町村に移譲されました。

湯河原町内において、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業を実施するためには、一定の要件を満たした上で、湯河原町長の指定を受ける必要があります。

(2) 指定を受けるための要件

居宅介護支援事業を実施するためには、本町が条例で定める各基準を満たすことが必要です。

【基準条例】

◇湯河原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(3) 指定の手続き

指定居宅介護支援事業事業所に係る新規指定申請については、**事業開始の日の3か月程度前までに湯河原町介護課に事前相談**し、必要書類を調製の上、**事業開始の日の1か月半前までに申請**してください。(事業開始日は原則毎月1日です。)

申請は原則として来庁による書類提出とします。来庁に当たっては事前に電話等による来庁日時の調整をお願いします。

なお、必要書類等の調製についての相談は随時受け付けます。

提出先	湯河原町役場介護課（第1庁舎1階）
申請書類	①指定居宅介護支援事業事業所指定申請書【様式1】
	②付表
	③添付書類（新規指定添付書類一覧参照）
申請の期日	事業開始の日の1か月半前まで （事業開始日は原則毎月1日） （事業開始日の3か月程度前から受付可能）

※審査結果について

- ・上記、提出書類の内容及び指定基準並びに介護保険法に基づく審査を行い、要件を満たすものについて指定事業者と決定の上、『指定通知書』を交付するとともに、介護保険法第78条の11第1号の規定に基づく告示を行います。
- ・審査に要する期間は、書類の不備の程度等で変わりますが、原則として1か月から1か月半程度を要します。

<新規指定 添付書類一覧>

申請書 及び 添付書類		様式
申請書	指定居宅介護支援事業所指定申請書	様式1
	指定居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項	付表
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	管理者の経歴書 (主任介護支援専門員研修修了証を添付してください。)	参考様式2
4	平面図	参考様式3
5	運営規程(料金表含む)	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
7	関係市町村及び他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容	参考様式10
8	誓約書(介護保険法第79条第2項各号の規定に該当しないことを誓約する書面)	参考様式6
9	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7
10	指定居宅介護支援事業所管理者誓約書	参考様式11
11	役員等名簿	参考様式9
12	従業者の資格証の写し	
13	従業者の雇用契約書等の写し	
14	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	別紙1
15	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	別紙1-2
16	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙) (該当がある場合に提出)	別紙
17	その他指定に関し必要と認める書類	

※添付書類については、上記のほか必要に応じて追加資料の提出を求め場合があります。

※様式の指定、参考様式等がない資料については、特に様式の指定をしません。公的な証明が存在する事項についてはその証明を添付してください。(証明の原本ではなく写しの添付でも可とします。)

【問い合わせ先】

〒259-0392 湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町役場 介護課介護保険係

TEL0465-63-2111

開庁時間 平日 8:30~17:15

2 指定更新申請について

(1) 手続きの概要

指定を受けたすべての居宅介護支援事業者において6年ごとの指定更新を受ける必要があります。

(2) 指定の有効期間

指定を受けた日から6年間

(3) 指定更新の手続き

指定居宅介護支援事業所に係る指定更新申請については、必要書類を調製の上、**現に受けている指定の有効期間満了日の3か月程度前から1か月半前までに申請**してください。

申請は原則として来庁による書類提出とします。来庁に当たっては事前に電話等による来庁日時調整をお願いします。

なお、必要書類等の調製についての相談は随時受け付けます。

提出先	湯河原町役場介護課（第1庁舎1階）
申請書類	①指定居宅介護支援事業所指定更新申請書【様式4】
	②付表
	③添付書類（指定更新添付書類一覧参照）
申請の期日	現に受けている指定の有効期間満了日の1か月半前まで （現に受けている指定の有効期間満了日の3か月程度前から受付可能）

※審査結果について

- ・上記、提出書類の内容及び指定基準並びに介護保険法に基づく審査を行い、要件を満たすものについて指定事業者と決定の上、『指定通知書』を交付するとともに、介護保険法第78条の11第1号の規定に基づく告示を行います。
- ・審査に要する期間は、書類の不備の程度等で変わりますが、原則として1か月から1か月半程度を要します。

< 指定更新 添付書類一覧 >

申請書 及び 添付書類		様式
申請書	指定居宅介護支援事業所指定更新申請書	様式4
	指定居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項	付表
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	管理者の経歴書 (主任介護支援専門員研修修了証を添付してください。)	参考様式2
4	平面図	参考様式3
5	運営規程(料金表含む)	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
7	関係市町村及び他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容	参考様式 10
8	誓約書(介護保険法第 79 条第2項各号の規定に該当しないことを誓約する書面)	参考様式6
9	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7
10	指定居宅介護支援事業所管理者誓約書	参考様式 11
11	役員等名簿	参考様式9
12	従業者の資格証の写し	
13	従業者の雇用契約書等の写し	
14	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	別紙1
15	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	別紙1-2
16	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙) (該当がある場合に提出)	別紙
17	その他指定に関し必要と認める書類	

※添付書類については、上記のほか必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

※様式の指定、参考様式等がない資料については、特に様式の指定をしません。公的な証明が存在する事項についてはその証明を添付してください。(証明の原本ではなく写しの添付でも可とします。)

【問い合わせ先】

〒259-0392 湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町役場 介護課介護保険係

TEL0465-63-2111

開庁時間 平日 8:30~17:15